

町からのお知らせ

個人で浄化槽を設置している

皆さんへ

皆さんは、毎年、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を実施していると思います。

令和元年度に浄化槽法が改正され、長期間使用しない浄化槽は、清掃を行ったうえで、町に「浄化槽の使用休止の届出」を行うことで、保守点検・清掃・法定検査が免除されるようになっていきます。使用の再開に当たっては、必ず町と町指定の清掃・保守点検業者へ連絡をお願いします。浄化槽の再開に向けた適切な処理を行わないと、し尿や生活雑排水の処理ができないまま河川などへ流れてしまい、悪臭や環境汚染の原因となります。

詳しくは、お尋ねください。

問 建設課 上下水道係

☎ 0968・86・5726

役場に献血バスが来ます

とき・ところ

10月7日 本庁

11月20日 三加和総合支所

受付時間

木を買い受けた人

届出の期間

①「伐採及び伐採後の造林等の届出書」は、伐採を始める90日から30日前まで

②「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」は、造林を完了した日から30日以内

問（提出先） 農林振興課 林務係

☎ 0968・34・3111

ひとり親世帯臨時給付金を支給します

児童扶養手当の受給資格のあるひとり親世帯などの人へ、国からの臨時特別給付金が支給されます。

【基本給付】

対象者

①令和2年6月分の児童扶養手当を受給する人
②公的年金（遺族年金、障害年金など）を受給していることにより、児童扶養手当が全額停止されている人

※現在児童扶養手当を申請していても、申請していれば全額停止されていたと推測される人も含まれます。平成30年中の収

午前9時30分～11時30分
午後0時45分～4時

問 税務住民課 生活環境係

☎ 0968・86・5723

住民課 税務住民係

☎ 0968・34・3111



マイナンバーカードの

出張申請受付を始めました

7月22日、下津原中区公民館でマイナンバーカードの出張申請受け付けを行いました。当日は、20人の申請を受け付けました。庄山慶司区長は、「区民のほとんどがマイナンバーカードを取得することになります。取得後は、マイナンバーの勉強会を開きたいと考えています」と話しました。

今年度は、マイナンバーカードの普及促進のため、職員が各地区の公民館などに出向きマイナンバーカードの申請受付を行います。



下津原中区出張申請受付のようす

この機会に、ぜひ申請をお願いします。

問 税務住民課 戸籍住民係

☎ 0968・86・5723

森林の土地の所有者届出制度

個人・法人にかかわらず、売買契約のほか、相続、法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合は、森林の土地の所有者届出は不要です。

届出方法 所有者となった日から

書類が必要です。電話でお問い合わせください。

問 健康福祉課 子ども家庭係

☎ 0968・86・5724

住民課 健康福祉係

☎ 0968・34・3111

江光寺区に

コミュニティ活動備品を整備

宝くじの社会貢献事業である一般財団法人自治総合センターの「コミュニティ助成事業」を活用し、江光寺区が、備品（エアコン、LED照明、草刈り機、物置など）を整備しました。

今回整備した備品は、地区公民館の拠点機能の充実やコミュニティ活動の活性化に向けて活用されます。

なお、この事業は宝くじの社会貢献広報活動の一環として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的に行われています。

問 まちづくり

推進課 地域

振興係

☎ 0968・

86・5721



令和2年7月豪雨災害義援金箱を設置しました

問 日赤和水町分区（和水町社会福祉協議会） ☎ 0968・34・2366
総務課 行政係 ☎ 0968・86・5720

令和2年7月からの大雨により、九州を中心として広域にわたり甚大な被害が生じています。この被害で被災された方々を支援するため、次のとおり、義援金箱を設置しました。お寄せいただいた義援金は、全額、日本赤十字社を通じて被災地にお届けします。みなさまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

設置場所 税務住民課および住民課の窓口

設置期間 10月30日 ㊦まで

90日以内に町に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。

問 農林振興課 林務係

☎ 0968・34・3111

伐採・伐採後の造林などの

届出制度

町内の森林を伐採するときは、事前に町に「伐採及び伐採後の造林等の届出書」の提出が必要です（森林法第10条の8）。また、伐採後の造林が完了したときは、事後に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出しなければなりません。

届出を怠ったり、届出内容と異なる行為を行った場合には、森林法により罰せられることがあります。

1ha以上の森林の開発行為を行う場合は、別に県知事の許可を受けなければなりません。

また、保安林に指定されている森林を伐採する場合にも県知事の許可が必要です。

届出が必要な人 森林所有者や立